

重要事項等説明書		ご契約いただく保険の内容について		契約概要	
保険金の種類		お支払いする保険金の内容		保険金をお支払いできない主な場合	
ケガ（傷害）の補償	死亡保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。		●故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転している間のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど）を行っている間のケガ	
	後遺障害保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に所定の割合を乗じた額をお支払いします。		●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技（競技場における競技に準じる行為をみます）、競争、興行または試運転をしている間のケガ ●レーサー、競輪選手など危険な職業に従事している間のケガ	
	入院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために事故発生日からその日を含めて180日以内に入院された場合には、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の入院に対し、1,000日を限度として、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。		●ご契約期間の初日からその日を含めて10日以内に発症した左記の【対象となる感染症】（新規契約の場合のみ）など ※地震、噴火、津波によるケガは補償されます。 ※左記の【対象となる感染症】以外の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は補償の対象となりません。	
ケガ（傷害）の補償	手術保険金	偶然な事故によってケガをされ、事故発生日からその日を含めて1,000日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術 ^{*4} を受けた場合、次の算式により算出した額を手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 【お支払いする手術保険金の額】 ①入院中に受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ②外来で受けられた手術の場合 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） ※4 お支払いの対象となる手術につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。			
	通院保険金	偶然な事故によってケガをされ、そのケガのために事故発生日からその日を含めて180日以内に入院または通院 ^{*5} された場合には、事故発生日からその日を含めて1,000日以内の通院 ^{*5} に対し、90日を限度として、通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷などのケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など）を固定するために医師の指示によりギプスなど ^{*6} を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 ※5「通院」は医師による治療を受けるものをいい、往診を含みます。なお、次のような通院は通院保険金のお支払いの対象となりません。 薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院 ※6 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等を含みません。 【ご注意】通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。			
		※1 これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。 ※2 死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めたときは被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。 ※3 ケガをされた時に、すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。（骨粗しょう症の影響によりケガの程度が重大となったとき など） ＜ 第三者の加害行為などによるケガ >死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金をお支払いする場合で、その原因が第三者の故意による加害行為の結果生じたケガ（ただし、警察署に届け出たものにかぎります。）またはひき逃げ（自動車、原動機付自転車との衝突などで、加害者が事故発生日からその日を含めて60日を経過しても特定できないもの）によるケガのときは、お支払いする上記各保険金の額が2倍となります。 ＜ 特定感染症危険補償特約 >について 次の感染症を発症された場合にも、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いします。ただし、入院保険金は発症された日からその日を含めて180日以内の入院に対し180日を限度として、通院保険金は発症された日からその日を含めて180日以内の通院に対し90日を限度として、お支払いします。また、その感染症を原因として、発症された日からその日を含めて180日以内に亡くなられたときは、300万円を限度として葬祭費用の実額を葬祭費用保険金としてお支払いします。 【対象となる感染症】 …「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」および「三类感染症」（例）結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、急性灰白髄炎（ポリオ）細菌性赤痢など（2019年7月現在）			
家財・身の回り品の補償	家財保険金	○損害保険金 偶然な事故により被保険者所有の家財・身の回り品（携行品を含みます。）に損害が生じた場合、その損害が生じた地および時における新規購入費用 ¹² によって算出した額を損害保険金 ¹² としてお支払いします（1事故につき3,000円を自己負担していただきます。）。ただし、ご契約期間を通じて家財保険金額が限度となります。 ※1 同一の質、用途、規模、型、能力のものを新規購入するのに要する額（修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額）をいいます。ただし、貴金属・宝石・美術品などについては時価（損害が生じた地および時における保険の対象の価額）によって損害額を算定します。 ※2 時価によって損害額を算出する他の保険契約などがある場合には、損害額から他の保険契約などで支払われた保険金を控除した残額を損害保険金とします。 ○臨時費用保険金 下記※3の事故を原因として損害保険金をお支払いする場合、損害保険金の30%に相当する額をお支払いします。ただし、1事故につき100万円が限度となります。 ○残存物取片づけ費用保険金 下記※3の事故を原因として損害保険金をお支払いする場合で、損害が生じた家財・身の回り品（携行品を含みます。）の残存物の取片づけに必要な費用が生じたときにその実費をお支払いします。ただし、損害保険金の10%に相当する額が限度となります。 ※3 火災、落雷、破裂・爆発、台風・旋風・暴風などの風災、雹災、雪崩などの雪災、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、給排水設備または他の戸室で生じた事故による水濡れ、騒擾・集団行動・労働争議に伴う暴行 ○火災見舞費用保険金 被保険者の自宅（敷地内の家財を含みます。）から発生した火災、破裂・爆発によって第三者の建物などに損害を与えた場合で、損害保険金をお支払いするときは、1被災世帯あたり20万円をお支払いします。ただし、1事故につき合計で家財保険金額の20%が限度となります。 ○水道管修理費用保険金 被保険者の自宅の専用水道管が凍結によってこわれ、これを修理された場合、修理費用の実費をお支払いします。ただし、1事故につき10万円が限度となります。 【ご注意】 ○貴金属・宝石・美術品などは、損害額が1個、1組または1対のものについて30万円を超える場合、損害額を30万円とみなします。 ○通貨・乗車券などは、損害額の合計額が5万円を超える場合、それらものの損害額を5万円とみなします。 【次の物は保険の対象としません。】 ○サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ○船舶、自動車、自宅外に所在する間の自転車（原動機付自転車を含みます。）およびこれらの付属品 ○有価証券（通貨、小切手、乗車券は保険の対象となります。）、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、旅券など ○義歯、義肢、コンタクトレンズなど ○稿本、設計書 ○動物、植物 ○危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど）を行っている間のそのスポーツのための用具 ○コンピュータのプログラムまたはデータ ○業務のために使用される物および商品 など		●故意または重大な過失による損害 ●地震、噴火、津波による損害 ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ●家財・身の回り品の欠陥、自然の消耗、ねずみ食い、虫食い、掻き傷、塗染のはがれなど ●偶然な外来の事故を直接の原因としない電氣的事故または機械的事故（ただし、これらによって発生した火災または破裂・爆発による損害は保険金をお支払いします。） ●置忘れまたは紛失 ●詐欺または横領 など	
	賠償責任金	日常生活上の偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）や自宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりしたときにより法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損保ジャパン日本興亜の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用、示談交渉に要した費用などもお支払いします。ただし、レンタル用品などの各種借用財物の損壊については、ご契約期間を通じて借用財物保険金額が限度となり、この場合1事故につき3,000円を自己負担していただきます。（賠償金額の決定には事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。） 【ご注意】 次の借用財物の損壊は補償の対象としません。 ○通貨、預貯金証書、その他の有価証券 ○自動車、ゴルフカート、原動機付自転車、船舶、航空機 ○危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど）を行っている間のそのスポーツのための用具 ○動物、植物 など		●故意による事故 ●地震、噴火、津波による事故 ●戦争、外国の武力行使、暴動または核燃料物質の有害な特性などによる事故 ●職務遂行に直接起因する事故 ●自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器による事故 ※原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートにより他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりした場合は賠償責任保険金をお支払いします。（借用したゴルフカート自体の損傷に対しては保険金をお支払いできません。） ●被保険者および被保険者と同居するご親族に対する損害賠償責任 ●借用財物の自然の消耗、性質によるかび・変色、ねずみ食い、虫食い ●借用財物の置忘れ、紛失 など	
	キャンセル費用保険金	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等以内の親族が亡くなられたり、ケガ・病により入院されたことによって、被保険者が次のサービス（亡くなられた日または入院の日からその日を含めて31日以内に提供されるサービス）の提供を受けられなくなった場合に、被保険者または法定相続人が負担したキャンセル費用（取消料、払戻しを受けられない費用または支出された費用）をお支払いします（1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%に相当する額のいずれか高い額を自己負担していただきます。）。また、被保険者に行方不明となる被保険者またはサービスの提供を受けられなくなった場合には、配偶者に対して提供されるサービスに係るキャンセル費用もお支払いします。ただし、ご契約期間を通じてキャンセル費用保険金額を限度とします。 【対象となるサービス】 ○旅行契約に基づくサービス ○旅館、ホテルなど宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ○航空機・船舶・鉄道・自動車などによる旅客の輸送サービス ○宴会・パーティのために使用する施設の提供およびそれに付帯するサービス ○運動・教養などの趣味の指導、教授または施設の提供のサービス ○演劇、音楽などの公演・展示・興行などのサービス		＜キャンセル費用保険金、救護者費用保険金共通＞ ●故意または重大な過失に起因する費用 ●犯罪行為、闘争行為に起因する費用 ●無資格運転、酒気を帯びた状態で運転に起因する費用 ●地震、噴火、津波、戦争、暴動または核燃料物質の有害な特性などに起因する費用 ●むちうち症または腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに起因する費用 ●妊娠、出産、流産による入院に起因する費用 など ＜キャンセル費用保険金固有＞ ●麻薬、覚せい剤などの使用に起因する費用 など ＜救護者費用保険金固有＞ ●危険なスポーツ（ビックルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど）を行っている間の事故に起因する救護者費用 など	
不測の出費	救護者費用保険金	被保険者が（1）に該当したときに、被保険者または被保険者の親族が負担された（2）の費用をお支払いします。ただし、ご契約期間を通じて救護者費用保険金額が限度となります。 （1）保険金のお支払いの対象 ○被保険者の搭乗される航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 ○急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ○山岳で偶然な事故以外の事由（発病・道迷いなど）により、被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 ○被保険者が自宅外で偶然な事故によりケガをされ、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合または継続して14日以上入院された場合 （2）対象となる費用 ○捜索・救助費用 ○交通費（救護者2名分限度） ○宿泊費（救護者2名分かつ1名につき14日分限度） ○移送費用 ○渡航手続費・現地の通費など（国外20万円、国内3万円限度）			

2019年度京王グループ新団体傷害保険

京王グループ退職者の皆さまへ

団体割引

25%*

＊適用の内容につきまして
は、中面をご覧ください。

くらしの
安心保険
「マスト」

MUSTⅢ

無事故戻し

20%

【くらしの安心保険「MUSTⅢ」にご加入の皆さまへ】

2019年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、くらしの安心保険「MUSTⅢ」の保険料等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをお読みいただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

「MUSTⅢ」5つの特徴

1

くらしの中のさまざまなリスクを
まとめて補償！

ケガの補償はもちろん、家財・身の回り品の損害や賠償事故も補償します。

2

充実の補償内容

天災によるケガやO-157など特定の感染症の補償、借用中の物品に対する賠償事故の補償など、1つ1つの補償も充実したものとなっています。

3

おサイフにやさしい割引適用

25%の「団体割引」を適用しています。割安な保険料にてご加入いただけます。

4

2つのサービスがさらに役立つ！

「くらしの安心サービス」および「示談交渉サービス」のバックアップにより、万が一のときにも安心です。

5

便利で安心!「自動継続方式」

継続の手間もかからず、継続忘れの心配もなくなりますので、ご安心いただけます。

ご契約期間

2019年11月25日午後4時から2020年11月25日午後4時まで（1年間）

新規加入の場合

くらしの安心保険「MUSTⅢ」の加入依頼票に必要事項をご記入のうえ、ご署名（フルネーム）またはご捺印のうえ担当者までご提出ください。

ご加入方法

前年と同一プラン（型）で継続加入いただく場合は「加入依頼票」のご提出は不要です（自動継続方式）。
 ※次のいずれかに該当する場合は「加入依頼票」に必要事項をご記入、ご署名（フルネーム）またはご捺印のうえご提出ください。
 ①継続されない場合 ②前年のプランや加入依頼票の記載内容を変更される場合 ③特定の方を死亡保険金受取人に定める場合（前年のご契約と同一の方を死亡保険金受取人に定める場合も、あらためてご提出ください。）

ご継続加入の場合

加入申込締切日

2019年10月18日

団体保険契約者

京王電鉄株式会社

京王観光

保険事業部
〒151-0061
東京都渋谷区初台1-54-2 京王初台1丁目ビル
電話 03(5351)7135
FAX 03(5351)5617
鉄道電話 8740・8741
受付時間 平日の9:15～18:15

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

企業営業第五部第四課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 Tel.03-3231-4155
受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）
公式ウェブサイト <https://www.sjnk.co.jp/>



◇このパンフレットは団体くらしの安心保険「MUSTⅢ」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入の前に「注意喚起情報のご説明(保険のご加入に際して、お客さまに特にご注意ください情報に記載した書面)」と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。ご加入手続きその他この保険の詳細については取扱代理店または損保ジャパン/日本興亜までお問い合わせください。

◇この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを被保険者(保険の補償を受けられる方)として締結する団体保険契約です。

◇ご加入の際には、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

●ご加入いただける方の範囲

加入依頼人	京王グループの退職者にかぎります。(ただしアルバイトは除きます。)
被保険者ご本人*	上記加入依頼人およびその家族(加入依頼人の配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹)にかぎります。 ※「被保険者ご本人」とは、保険の補償を受けられる方で加入依頼票の被保険者ご本人欄に記載される方をいいます。

※加入依頼人または被保険者ご本人がご加入いただける方の範囲外となった場合は必ず、取扱代理店までご連絡ください。

ご加入にあたっての注意事項

- 加入依頼人と被保険者ご本人が異なる場合や被保険者となる方が加入依頼人以外にもいらっしゃる場合には、このパンフレットに記載された内容を必ずその方にもご説明ください。
- ご加入後2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

●補償地域

補償項目	補償地域
●家財・身の回り品 ●ケガ(傷害) ●賠償責任*4 ●キャンセル費用 ●救援者費用	国内・国外

●被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

補償項目	パーソナルコース	カップルコース	ファミリーコース
ケガ(傷害)、キャンセル費用、救援者費用	被保険者ご本人*1	被保険者ご本人*1 + 配偶者*2	ご家族全員*3
家財・身の回り品、賠償責任*4	ご家族全員*3	ご家族全員*3	

*1 保険の補償を受けられる方で、加入依頼票の被保険者ご本人欄に記載されている方をいいます。
*2 被保険者ご本人の婚姻の相手方をいい、内縁の相手方*1および同性パートナー*2を含みます。
※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦とみとめられないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。
※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。
(注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
*3 次の①から④の方をいいます。
①被保険者ご本人 ②被保険者ご本人の配偶者 ③被保険者ご本人またはその配偶者の同居のご親族 ④被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方)
*4 賠償責任の補償については、次のいずれかに該当する方も被保険者となります。
・被保険者ご本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者ご本人を監督する方(被保険者ご本人の親族にかぎります。)、ただし、被保険者ご本人に関する事故に限ります。
・上記*3の②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)、ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
(注)被保険者ご本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

各種制度・サービス

20% 無事故キャッシュバック
ご契約期間を通じて無事故であった場合には、お払い込みいただいた保険料の20%をお返しいたします。
※この「無事故キャッシュバック」はその後の継続契約にも毎年同様に適用されます。

この保険のご契約者およびそのご家族の皆さまのための無料電話相談サービスです。
(電話番号はご契約後にお届けする安心ガイド(ご契約のしおり)に記載しています。)

- 1 健康・医療相談サービス 病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々なご相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。
- 2 医療機関情報提供サービス ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日診療してもらえる医療機関情報などをご提供します。
- 3 メンタルヘルス相談サービス 臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。
(利用時間)平日:午前9時30分～午後7時 土曜日:午前11時～午後6時(日・祝日、12/29～1/4は休業)
- 4 法律相談サービス(予約制・30分) 法律のご相談を専門家が電話でお応えします。
(利用時間)平日:午前10時～午後5時(土・日・祝日、12/31～1/3は休業)
※30分程度の一般的なご相談にお応えします。
- 5 日常緊急サービス* 24時間・365日体制で、日常生活の緊急事態の際に専門業者を手配します。
※作業費用や出張費用などの実費はお客さまのご負担となります。
●家の鍵の開錠 ●水道の故障 など

(注1) 本サービスは損保ジャパン/日本興亜のグループ会社およびその提携業者が提供します。
(注2) ご相談の際は、お名前、証券番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料となる場合があります。
(注6) 「5.日常緊急サービス」において、手配・紹介した専門業者・修理業者による作業の着手までにお時間がかかる場合、または手配・紹介ができない場合があります。

自動継続方式とは、ご契約の継続をご案内した際に、特段の意思表示がない場合には前年度同等条件(特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は毎年加入依頼票のご提出が必要です。)でのご加入を希望されたものとみなし、加入依頼票の提出を不要としてそのままご契約が継続される方式をいいます。なお、継続された場合には、毎年加入者証を発行します。

- 5 継続らくらく「自動継続方式」
1. お客さまより継続の中止を希望された場合には、加入申込締切日までに加入依頼票に記入のうえ取扱代理店または損保ジャパン/日本興亜にご提出ください。
 2. 次のような場合には、損保ジャパン/日本興亜よりご連絡のうえ継続を中止させていただくことはあります。
①死亡保険金をお支払いした場合 ②保険金請求事故が多発した場合 など

※このパンフレットに記載の保険料は、前年のご加入者数により決定した団体割引25%を適用した保険料となっております。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
※記載のサービスは、2019年7月現在のもです。サービスの内容は予告なく変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

事故が発生した場合のお手続き

- ただちにご連絡ください
万が一事故が発生した場合は、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけないと、保険金を削減してお支払いする可能性がありますので、ご注意ください。
・取扱代理店(ご連絡先は、ご加入後にお届けする加入者証に記載しています。)
・損保ジャパン/日本興亜サポートセンター 0120-250-119 (受付時間:24時間365日)
・この保険の対象となる賠償事故(日本国内において発生した事故にかぎります。)
の損害賠償請求を受けた際には、お客様に代わって損保ジャパン/日本興亜が示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
- 必ず事前にご相談ください
賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパン/日本興亜にご相談ください。
- 損保ジャパン/日本興亜の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先(おかけまちがいにご注意ください。)
損保ジャパン/日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン/日本興亜と間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
(一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター)【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料) 受付時間:平日の9:15～17:00(土日、祝日、年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

ジャパン/日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ損保ジャパン/日本興亜とご相談されずに示談金や賠償金を支払われた場合には、その金額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

○保険金の代理請求人制度について(保険金請求についての重要なお知らせです。)
被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいらっしゃるときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

○ご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または損保ジャパン/日本興亜より保険金請求手続きに関してご案内します。

○保険金請求権につきましては時効(3年)がありますのでご注意ください。

補償内容

ケガ(傷害)の補償

24時間365日、これで安心!



交通事故により亡くなられた。



火災によりヤケドをして後遺障害が生じた。



階段を踏み外し骨折をして入院した。



料理中にケガをして通院した。

日常生活におけるさまざまなケガを補償します。

- 入院は事故発生日からその日を含めて1,000日まで補償します。(事故発生からその日を含めて180日以内に入院されていることが必要です。)
- 第三者の故意による加害行為や、「ひき逃げ」によるケガの場合は、お支払いする死亡保険金、後遺障害保険金および入院保険金の額が2倍となります。
- 天災(地震、噴火、津波)によるケガや0-157など特定の感染症も補償します。

- 特定の感染症も補償します。さらに特定感染症葬祭費用として300万円補償します。

ご注意 次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。
薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院

家財・身の回り品の補償

「こわれた」「燃えた」も、これで安心!



火災により家財が焼失した。



泥棒が入り家財が盗難の被害にあった。



うっかりカメラをこわしてしまった。



台風による水害で家財が使えなくなった。

家財や身の回り品に生じた、さまざまな偶発的な事故を補償します。

- ご契約金額を限度に新規購入費用で補償します(修理可能な場合は新規購入費用と修理代金のいずれか低い額となります。)。ただし、1事故につき3,000円を自己負担していただきます。

ご注意 サーフボード、コンタクトレンズなど、保険の対象とならない物があります。詳しくは、裏面記載の「ご契約いただく保険の内容(家財保険金)」をご覧ください。

賠償責任の補償

示談交渉サービス付

「ケガをさせた」「うっかりこわした」も、これで安心!



自転車で通行人にぶつかりケガをさせた。



水もれを起こし、階下の住民に損害を与えた。



人から借りたビデオカメラをこわしてしまった。

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。

- レンタル用品をはじめ借用中の物品を誤ってこわした場合も補償します。(借用財物の事故については1事故につき3,000円を自己負担していただきます。)
- 事故の際に、示談交渉サービスをご利用いただけます。
「賠償責任の補償」「家財・身の回り品の補償」等を複数のご契約にセットされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異やご契約金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

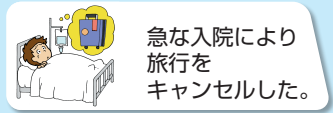
賠償事故の示談交渉サービス

この保険の対象となる賠償事故(日本国内で発生した事故にかぎります。))により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパン/日本興亜が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。

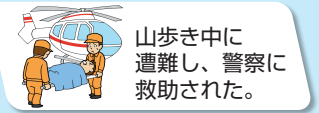
※示談交渉サービスのご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要となります。
※ただし、賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。



キャンセル費用保険金+救援者費用保険金



急な入院により旅行をキャンセルした。



山歩き中に遭難し、警察に救助された。

入院などにより、旅行などのサービスをキャンセルしたときのキャンセル費用を補償します。
●対象となるサービスは裏面記載の「ご契約いただく保険の内容(キャンセル費用保険金)」をご覧ください。
●1事故につき1,000円またはキャンセル費用の20%(に相当する額のいずれか高い額を自己負担していただきます。)
山岳での「道迷い」や「発病」などにより緊急な捜索・救助活動が必要となった場合の救援者費用を補償します。

※キャンセル費用の補償および救援者費用の補償については、必ずセットでご加入いただけます。

おすすめのご加入プランと保険料

◇「くらし」のあらゆる場面で「安心」を提供するくらしの安心保険「MUSTⅢ」*

*「MUSTⅢ」はくらしの安心保険のペットネームです。

◆「MUSTⅢ」は生活のリスクをまとめて補償します。

くらしの安心保険「MUSTⅢ」は、さまざまな補償をひとつにした総合補償型の商品ですので、お得な保険料でご加入いただけます。

◆次の型・コースよりお選びください。

ご希望の型・コースを、加入依頼票の型・コース欄にご記入ください。

◆保険料は2020年1月に、ご指定いただいた口座より引落としさせていただきます。(一時払)

●パーソナルコース

(保険期間1年・団体割引25%適用)

補償の内容			プラン			
			S	A	B	D
ご契約金額(保険金額)	ケガ (傷害)	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円
		入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円
		通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円
		感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円
	家財・身の回り品の補償 (自己負担額3,000円)		—	100万円	100万円	100万円
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円
		借用財物	10万円	—	10万円	10万円
	キャンセル費用		10万円	—	10万円	10万円
	救済者費用		400万円	—	400万円	400万円
	一時払保険料		25,070円	27,250円	31,610円	50,140円
実質保険料		(20,056円)	(21,800円)	(25,288円)	(40,112円)	

●カップルコース

補償の内容				プラン				
				S	A	B	D	
ご契約金額（保険金額）	ケガ（傷害）	ご本人	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円	
			入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円	
			通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円	
		配偶者	死亡・後遺障害	ご本人の補償と同額				250万円
			入院保険金日額					3,750円
			通院保険金日額					2,500円
			感染症葬祭費用					300万円
	家財・身の回り品の補償（自己負担額3,000円）			—	100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円		
		借用財物	10万円	—	10万円	10万円		
	キャンセル費用			10万円	—	10万円	10万円	
	救援者費用			400万円	—	400万円	400万円	
一時払保険料			43,600円	40,330円	46,870円	65,400円		
実質保険料			(34,880円)	(32,264円)	(37,496円)	(52,320円)		

●ファミリーコース

補償の内容				プラン				
				S	A	B	D	
ご契約金額 (保険金額)	ケガ (傷害)	ご本人	死亡・後遺障害	500万円	100万円	250万円	500万円	
			入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円	7,500円	
			通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円	5,000円	
			感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円	300万円	
		配偶者 ご家族	死亡・後遺障害	ご本人の補償と同額				250万円
			入院保険金日額					3,750円
			通院保険金日額					2,500円
			感染症葬祭費用					300万円
	家財・身の回り品の補償 (自己負担額3,000円)			—	100万円	100万円	100万円	
	賠償責任	日常生活賠償	1億円	—	1億円	1億円		
		借用財物	10万円	—	10万円	10万円		
		キャンセル費用	10万円	—	10万円	10万円		
		救済者費用	400万円	—	400万円	400万円		
一時払保険料			81,750円	66,490円	78,480円	97,010円		
実質保険料			(65,400円)	(53,192円)	(62,784円)	(77,608円)		

※保険料(一時払)欄の()内の保険料は、無事故キャッシュバック20%をお返しした場合、実質負担した保険料となります。

※すべてのご加入プランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。お支払いする手術保険金の額につきましては、「ご契約いただく保険の内容」について「ケガ(傷害)の補償—手術保険金」をご覧ください。

※ご加入にあたっては、口数は原則おひとりにつき1口までとさせていただきます。

ご継続のみプラン

●パーソナルコース

補償の内容			プラン		
契約金額(保険金額)	ケガ(傷害)	死亡・後遺障害	C	E	F
		入院保険金日額	350万円	750万円	1,000万円
		通院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
		感染症葬祭費用	2,500円	7,500円	10,000円
	賠償責任	家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)	300万円	300万円	300万円
		日常生活賠償	100万円	100万円	100万円
		借用財物	1億円	1億円	1億円
		キャンセル費用	10万円	10万円	10万円
		救済者費用	10万円	10万円	10万円
		一時払保険料	400万円	400万円	400万円
		実質保険料	33,790円 (27,032円)	68,670円 (54,936円)	87,200円 (69,760円)

●カップルコース

補償の内容			プラン		
契約金額(保険金額)	ケガ(傷害)	ご本人	C	E	F
		死亡・後遺障害	350万円	750万円	1,000万円
		入院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
		通院保険金日額	2,500円	7,500円	10,000円
	配偶者	感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
		死亡・後遺障害	250万円	250万円	250万円
		入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円
		通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円
		感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
	賠償責任	家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)	100万円	100万円	100万円
		日常生活賠償	1億円	1億円	1億円
		借用財物	10万円	10万円	10万円
		キャンセル費用	10万円	10万円	10万円
		救済者費用	10万円	10万円	10万円
		一時払保険料	400万円	400万円	400万円
		実質保険料	50,140円 (40,112円)	83,930円 (67,144円)	102,460円 (81,968円)

●ファミリーコース

補償の内容			プラン		
契約金額(保険金額)	ケガ(傷害)	ご本人	C	E	F
		死亡・後遺障害	350万円	750万円	1,000万円
		入院保険金日額	3,750円	11,250円	15,000円
		通院保険金日額	2,500円	7,500円	10,000円
	配偶者	感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
		死亡・後遺障害	250万円	250万円	250万円
		入院保険金日額	3,750円	3,750円	3,750円
		通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円
	賠償責任	感染症葬祭費用	300万円	300万円	300万円
		家財・身の回り品の補償(自己負担額3,000円)	100万円	100万円	100万円
		日常生活賠償	1億円	1億円	1億円
		借用財物	10万円	10万円	10万円
		キャンセル費用	10万円	10万円	10万円
		救済者費用	10万円	10万円	10万円
		一時払保険料	400万円	400万円	400万円
		実質保険料	83,930円 (67,144円)	114,450円 (91,560円)	134,070円 (107,256円)

「MUSTⅢ」の特徴

自転車で通勤中に転倒して、スーツは破れるし、おまけに骨折したんだというんなリスクをカバーする保険ってあるのかな？

それなら
くらしの安心保険MUSTⅢが
良いですよ！
ケガの補償はもちろん、
家財・身の回り品の損害や
賠償事故も補償します！
天災によるケガや0-157など
特定の感染症の補償など、
1つ1つの補償も
充実しています！

保険料は、
やっぱり掛け捨て
なんでしょ？

無事故キャッシュバック20%が
ついていますよ！ ご契約期間中
無事故の場合は、払い込んでいた
だいた保険料の20%を返します。

京王グループ新団体傷害保険 引受ガイドライン

京王グループ新団体傷害保険はグループ社員の皆さまの相互扶助の制度であり、安定的な運営を目指しております。また、団体割引率は、被保険者数と損害率(支払保険金÷保険料)で決定され、保険金お支払額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低くなってしまいます。そこで、京王グループ新団体傷害保険をより魅力ある「福利厚生制度」として永続的に維持・発展させていくために、引受ガイドラインを下記の通り設けました。著しく保険金請求の頻度が高いなど、ご加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、ご継続加入をお断りする場合や補償内容を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

* 損保ジャパン日本興亜は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、京王電鉄株式会社および京王グループ各社に提供することがあります。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・ 飲酒運転などの法令違反 ・ 事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 等	基本的に翌年度以降の保険契約についてはお引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上 または過去2年間で事故4回以上	・ 加入者単位 家族型であれば1家族全体で、夫婦型であれば夫婦で左記数値を合算します。	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入者数の制限などを実施する場合があります。
C	過去2年間で通院保険金の支払金額が合計で「50万円」を超過した場合		ご加入条件についてはお客様のご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
D	その他割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	通常の傷害事故に比べて通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう申し入れが行われた場合 等	

おケガの場合に、医師による診察(診療)を受けていただきますようお願いいたします。

傷害保険金は、「医師による治療が必要な場合において、病院または診療所にて医師の治療を受けたご入院・ご通院」に対してお支払いします。

くらしの安心保険「MUSTⅢ」加入依頼票

扱者

加入依頼人					
会社名 K31			所属名 K32		
氏 名	フリガナ 751 K20		ご署名(フルネーム) またはご捺印 印	所属コード 753	
				氏名コード 754	
生年月日 760	S H 年 月 日				
郵便番号 73Q	〒 —		電話番号		
住所	フリガナ 73R				
	K30				

被保険者ご本人				
氏 名 70B	フリガナ			
	加入依頼人に同じ			
生年月日 70V	S H 年 月 日	性別・★年齢 70C	男 ₁ 女 ₂ 満 歳	
郵便番号 73Q	〒 —		電話番号	
住所 70A	フリガナ			
	加入依頼人に同じ			
死亡保険金受取人	被保険者との関係	受取人を定めた被保険者の署名・捺印	無事故戻し	
フリガナ		印		
70E			70F	70M

〈ご注意〉

- 1.死亡保険金受取人を定める場合は、被保険者の同意を証する「署名」および「捺印」が必要となります。受取人を法定相続人とする場合は記入不要です。
2.死亡保険金受取人を定める場合には、別途書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

現在のご契約内容	型	コース	保険料 (一時払)	円
----------	---	-----	--------------	---

↓ 変更のある方のみ、下記にご記入ください。変更のない場合は現在のご契約内容にて自動継続させていただきます。

80F 2019年度 加入の型・コース	S A B D	パーソナル カップル ファミリー コース
80G 2019年度 保険料(一時払)	円	

- 重要事項等説明書およびご契約内容確認事項(意向確認事項)を受領・確認し、個人情報の取扱いに関する説明事項に同意のうえ、加入を申し込みます。
○この保険は、あらかじめ団体により認められた範囲の方以外ご加入になれません。ご加入の際は、必ずご加入いただける方の範囲をパンフレットなどにてご確認ください。

〈ご注意〉★のある事項の注意事項は裏面をご覧ください。

内訳団体コード 70Q				
----------------	--	--	--	--

枝番 009				
-----------	--	--	--	--

S69

【ご注意】 ご加入前に必ずご確認ください。

1.★の事項は、ご加入にあたってお申し出いただく重要な事項（告知事項）です。

2.★の事項が事実と相違している場合には「ご契約を解除させていただくこと」や「保険金をお支払いできないこと」がありますのでご記入にあたっては十分ご確認ください。

3.加入依頼票の記載事項を変更される場合は、変更日までにご連絡ください。

【詳しくは、重要事項等説明書をご覧ください。】

下記の告知欄についても必ずご記入ください。

★告知欄

次の①および②の質問事項についてご記入ください。
「はい」または「いいえ」のいずれかに○をつけ、「はい」の場合にはその内容をご記入ください。

	質問① 新規にご加入いただく場合のみご記入ください。 この保険契約の被保険者について、ケガに対する保険金などを受領または請求されるような事故が過去1年間にありましたか。	質問② 新規にご加入いただく場合のみご記入ください。 この保険契約の被保険者ご本人について同種の補償を行う他の保険契約等*がありますか。		
1	はい いいえ ↓ 過去1年間の上記事故の合計回数 ()回	はい いいえ	死亡・後遺障害保険金額の合計額 死亡のみを補償する保険などのご契約金額を含みます。	千円
			入院保険金日額の合計額	円
			通院保険金日額の合計額	円

* 「同種の補償を行う他の保険契約等」とは、損保ジャパン日本興亜および他社における傷害総合保険、くらしの安心保険、普通傷害保険、交通事故傷害保険、家族傷害保険、ファミリー交通傷害保険、ゴルファー保険、積立型の傷害保険などの保険契約または共済契約などをいいます。

くらしの安心保険「MUSTⅢ」加入依頼票

扱者

加入依頼人

会社名 K31			所属名 K32		
氏 名	フリガナ 751		ご署名(フルネーム) またはご捺印 印	所属コード 753	
	K20			氏名コード 754	
生年月日 760	S H 年 月 日				
郵便番号 73Q	〒 —		電話番号		
住所	フリガナ 73R K30				

被保険者ご本人

氏 名 70B	フリガナ				
	加入依頼人に同じ				
生年月日 70V	S H 年 月 日		性別・★年齢 70C	男₁ 女₂ 満 歳	
郵便番号 73Q	〒 —		電話番号		
住所 70A	フリガナ 加入依頼人に同じ				
死亡保険金受取人	被保険者との関係	受取人を定めた被保険者の署名・捺印		無事故戻し	
フリガナ		印			
70E		70F		70M	

＜ご注意＞
1.死亡保険金受取人を定める場合は、被保険者の同意を証する「署名」および「捺印」が必要となります。受取人を法定相続人とする場合は記入不要です。
2.死亡保険金受取人を定める場合には、別途書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

現在のご契約内容	型	コース	保険料 (一時払)	円
----------	---	-----	--------------	---

↓ 変更のある方のみ、下記にご記入ください。変更のない場合は現在のご契約内容にて自動継続させていただきます。

80F 2019年度 加入の型・コース	S A B D	パーソナル カップル ファミリー コース
80G 2019年度 保険料(一時払)	円	

○重要事項等説明書およびご契約内容確認事項(意向確認事項)を受領・確認し、個人情報の取扱いに関する説明事項に同意のうえ、加入を申し込みます。
○この保険は、あらかじめ団体により認められた範囲の方以外ご加入になれません。ご加入の際は、必ずご加入いただける方の範囲をパンフレットなどにてご確認ください。

内訳団体コード 70Q		枝番 009	
----------------	--	-----------	--

S69

お客様用	新規 1	変更 2	解約 3	加入依頼日	年 月 日
継続区分 733				保険期間	2019年11月25日午後4時から2020年11月25日午後4時まで

くらしの安心保険「MUSTⅢ」加入依頼票

扱者

加入依頼人					
会社名 K31			所属名 K32		
氏 名	フリガナ 751 K20		ご署名(フルネーム) またはご捺印 印	所属コード 753	
				氏名コード 754	
生年月日 760	S H 年 月 日				
郵便番号 73Q	〒 ー		電話番号		
住所	フリガナ 73R K30				

被保険者ご本人				
氏 名 70B	フリガナ			
	加入依頼人に同じ			
生年月日 70V	S H 年 月 日	性別・★年齢 70C	男₁ 女₂ 満 歳	
郵便番号 73Q	〒 ー		電話番号	
住所 70A	フリガナ			
	加入依頼人に同じ			
死亡保険金受取人	被保険者との関係	受取人を定めた被保険者の署名・捺印	無事故戻し	
フリガナ 70E		印 70F	70M	

＜ご注意＞
1.死亡保険金受取人を定める場合は、被保険者の同意を証する「署名」および「捺印」が必要となります。受取人を法定相続人とする場合は記入不要です。
2.死亡保険金受取人を定める場合には、別途書類提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

現在のご契約内容	型	コース	保険料 (一時払)	円
----------	---	-----	--------------	---

↓ 変更のある方のみ、下記にご記入ください。変更のない場合は現在のご契約内容にて自動継続させていただきます。

80F 2019年度 加入の型・コース	S A B D	パーソナル カップル ファミリー コース
80G 2019年度 保険料(一時払)	円	

○重要事項等説明書およびご契約内容確認事項(意向確認事項)を受領・確認し、個人情報の取扱いに関する説明事項に同意のうえ、加入を申し込みます。
○この保険は、あらかじめ団体により認められた範囲の方以外ご加入になれません。ご加入の際は、必ずご加入いただける方の範囲をパンフレットなどにてご確認ください。

内訳団体コード 70Q		枝番 009	
----------------	--	-----------	--

S69



団体くらしの安心保険「MUSTⅢ」注意喚起情報のご説明

- ◇この書面は保険のご加入に際して、お客さまにとって不利益になる事項など、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入の前にパンフレットその他商品の仕組みや補償内容などを記載した書面（以下「パンフレットなど」といいます。）と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。
- ◇この保険の「契約概要（商品内容をご理解いただくために特に重要な情報）」につきましては、パンフレットなどにてご確認ください。
- ◇この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体保険契約です。
- ◇この書面は保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、パンフレットなどに記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. ご加入いただける方の範囲について

- この保険は、あらかじめ団体により認められた範囲の方（その団体の構成員など）以外にご加入いただけません。ご加入の際は、ご加入いただける方の範囲をパンフレットなどにて必ずご確認ください。
- 退職などにより、加入依頼人または被保険者がご加入いただける方の範囲外となられた場合は、必ずパンフレットなどに記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

2. 保険金をお支払いできない場合

- パンフレットなどにてご確認ください。

3. ご加入時における注意事項（告知義務など）

- ご加入時には、次の事項（告知事項）につきまして、事実を正確にお申し出ください。（告知義務）
- 加入依頼人または被保険者には、ご加入時に告知事項について事実を正確にお申し出いただく義務があります。加入依頼票に記載された告知事項の内容が事実と相違している場合には、事故の際に保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

告知事項	ご説明
満年齢	被保険者ご本人（加入依頼票の被保険者ご本人欄に記載される方）のご契約期間の初日における満年齢をいいます。
過去1年間の請求事故	《新規にご加入いただく場合のみ告知してください。》 被保険者となるすべての方について、過去1年以内にケガに対する保険金などを受領または請求されるような事故をいいます。事故歴がある場合は被保険者全員の合計事故回数も告知いただきます。
他の保険契約等	被保険者ご本人について契約されている「同種の補償を行う他の保険契約等」*をいいます。該当するご契約がある場合は、他の保険契約等のご契約金額の合計額を告知いただきます。

- * 損保ジャパン日本興亜および他社における傷害総合保険、くらしの安心保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、個人用火災総合保険、ゴルフ保険、積立型の傷害保険などの保険契約または共済契約などをいいます。
- * 被保険者にご契約者（団体の代表者または契約締結権者）のご両親、お子さま、配偶者、兄弟姉妹が含まれる場合には、この保険契約と他の保険契約等の死亡・後遺障害保険金額（死亡のみの補償をするご契約を締結されている場合は死亡保険金額）の合計額が1,000万円以下であるか否かについて告知いただくことがあります。
- * 告知事項につきましては、加入依頼票において★印をつけていますので、告知内容に誤りがないよう十分ご注意ください。
- 法定相続人以外の方を死亡保険金受取人として定める場合は、被保険者のご署名およびご捺印、その他損保ジャパン日本興亜の定める書類が必要となります。

4. 保険責任開始期

- 保険責任はご契約期間の初日の午後4時（団体との間でこれと異なる約定がなされているときはその時刻）に開始します。
- 保険料（一時払以外の場合は第1回分割保険料）は、団体（集金者）と損保ジャパン日本興亜との間で約定した所定の方法および期日に従いお支払い込みください。なお、所定の方法および期日に従ったお支払いがない場合は、ご契約期間の初日以降であっても取扱代理店または損保ジャパン日本興亜が保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

5. 保険料の払込猶予期間などの取扱い

- 第2回目以降の分割保険料は、所定の方法および期日に従い団体（集金者）へお支払い込みください。お支払いがない場合は、保険金をお支払いする事故が発生しても保険金をお支払いできなかったり、保険契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。
- 分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払込分の保険料を請求させていただくことがあります。

6. ご加入時・ご加入後にご注意いただきたいこと

- (1) 加入依頼人以外の方を被保険者とする保険契約について
- 加入依頼人以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、「契約概要

のご説明」および「注意喚起情報のご説明」をその方にもお読みいただくようお願いいたします。また、企業などを死亡保険金受取人とする場合には、被保険者となる方に「契約概要のご説明」および「注意喚起情報のご説明」をお読みいただき、ご家族に対してもこの保険のご加入についてご説明いただくようお願いいたします。

- この保険契約の被保険者となることについて被保険者が同意されていない場合などには、被保険者からご契約者などに対してご契約の解除をお申し出いただくことができます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

(2) 保険契約の無効について

- ご契約の際に次の事実がある場合には、保険契約が無効（その保険契約のすべての効力が、ご契約時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。

- ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約された場合

- ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合に被保険者の同意を得なかったとき

(3) 加入者証は大切に保管してください。

- 加入者証はご加入後にお届けします。内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

(4) ご契約条件の変更などについて

- ご契約条件を変更される場合はあらかじめパンフレットなどに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、ご契約条件の変更手続きの前（ご契約条件の変更に伴い追加保険料が必要となる場合は追加保険料をお支払い込みいただく前）に発生した事故によるケガについては、変更前のご契約条件が適用されますのでご注意ください。

(5) 重大事由による解除

- 保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合や、ご契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合などは、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

(6) 補償重複について

- 「賠償責任の補償」「家財・身の回り品の補償」「ホールインワン・アルパトロス費用補償特約」等を複数のご契約*1にセットされた場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が出ない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異やご契約金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください*2。

- *1 くらしの安心保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

- *2 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	くらしの安心保険の賠償責任補償条項	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	くらしの安心保険の家財補償条項	火災保険の家財・携行品損害特約

7. 解約と解約返れい金

- 解約（団体保険契約からの脱退）される場合は、パンフレットなどに記載のお問い合わせ先にご連絡ください。
- 解約に際しては、すでに経過したご契約期間に対する保険料とすでにお支払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただきます。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 事故が発生した場合のお手続き

(1) ただちにご連絡ください

- 万一事故にあわれたら、取扱代理店または事故サポートセンターへただちにご連絡ください。ただちに連絡いただけないと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。また、ご連絡の際には、事故の状況とあわせて、同種の補償を行う他の保険契約等の有無および内容についてもご連絡ください。

(2) 必ずご相談ください

- 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。

※日本国内で発生した賠償責任の補償に関する事故につきましては、損保ジャパン日本興亜による示談交渉サービスがご利用いただけます（ご利用にあたっては、被保険者および被害者の方の同意が必要になります。）。ただし、賠償責任額が明らかに賠償責任保険金額を超える場合は対応できません。

(3) 保険金の代理請求人制度について（保険金請求についての重要なお知らせです。）

○被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者*1や、配偶者がいらっしゃらないときは3親等以内のご親族*2が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

- *1 法律上の配偶者にかぎりません。
- *2 法律上の親族にかぎりません。

(4) 保険金をお支払いした後のご契約と保険料の取扱い

○家財・身の回り品の補償について、1回の事故で損害保険金として家財保険金額の100%に相当する額をお支払いした場合は、ご契約はその保険金お支払いの原因となった損害が生じた時に終了します。（複数回の事故で家財保険金額の100%に相当する額をお支払いした場合にはご契約は終了しませんが、以後そのご契約期間中に生じた家財・身の回り品における損害に対しては家財保険金をお支払いしません。）

○ケガの補償について、被保険者全員についてそれぞれ次のいずれかに該当した場合は、ご契約はその保険金お支払いの原因となったケガをされた時に終了します。

- ・死亡保険金をお支払いした場合
- ・死亡・後遺障害保険金額の全額に相当する後遺障害保険金をお支払いした場合（ご契約期間中に生じた複数回の事故によってお支払いした後遺障害保険金の合計額が死亡・後遺障害保険金額の全額に相当した場合を含みます。）

○前記のいずれかによってご契約が終了した場合は、すでにお払い込みいただいた保険料のうち、終了の原因となる事故の補償に関する部分は返還いたしません。また、1年分の保険料払込み完了前の場合には、その補償に関する部分の未払込保険料を一括してお払い込みいただきます。

(5) 保険金請求に必要な書類について

○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜より保険金請求手続き（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内します。

※損保ジャパン日本興亜にご提出いただく保険金請求書類は、下表の書類のうち損保ジャパン日本興亜にご提出をお願いするものです。

事故（損害）の種類					
ご提出いただく書類 (〇が付いている場合に対象となります。)		ケガ	物損害 *1	費用損害 *2	賠償損害 *3
(1) 保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類 (保険証券・加入者証、保険金請求書、戸籍謄本（除籍謄本）、印鑑証明書、委任状、住民票 など)		○	○	○	○
(2) 事故状況や事故原因の確認のために必要な書類 (事故状況説明書（事故発生報告書）、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、ホールインワ・ン・アルバトロス証明書 など)		○	○	○	○
(3) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類 (修理見積書（請求書）、写真、領収書、図面（写）、復旧通知書、賃貸借契約書（写）、売上高など営業状況を示す帳簿（写）、動産損害申告書 など） (診断書、入院院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、法定外補償規定（写）など） (費用の支出を示す領収書・請求書・費用明細 など)		—	○	○	○
(4) 保険の対象の所有者を確認するために必要な書類 (登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 など)		—	○	○	—
(5) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類 (個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など)		○	○	○	○
(6) 被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類 (示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書 など)		—	—	—	○
(7) 質権設定がある契約で保険金請求者を確認するために必要な書類 (保険金直接支払承諾書、債権額現在高通知書、証 など)		—	○	—	—

- *1 損害保険金のお支払いの対象となる事故により家財・身の回り品に生じた損害をいいます。
 - *2 「キャンセル費用保険金」、「救済費用保険金」など費用保険金のお支払いの対象となる事故による損害をいいます。
 - *3 「賠償責任保険金」や「借家人賠償責任保険金」のお支払いの対象となる賠償責任による損害をいいます。
- 保険金請求権につきましては、時効（3年）がありますのでご注意ください。

9. 「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

○引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化

したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

【2019年2月現在】

○「損害保険契約者保護機構」の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の履行、付帯サービスの提供、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）に利用します。また、下記①から④まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

- ① 損保ジャパン日本興亜が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらには外国にある事業者等を含みます。
- ② 損保ジャパン日本興亜が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
- ③ 損保ジャパン日本興亜が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
- ④ 損保ジャパン日本興亜が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害事実等の要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。損保ジャパン日本興亜の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社や提携先会社、等については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。

ご契約内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、お客さまにご加入いただく保険契約が「お客さまのご意向に沿っていること」および「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」を確認させていただくためのものです。

次の項目はいずれも重要な項目ですので、お手数ですが、加入依頼票、パンフレットおよび重要事項等説明書と併せてご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

ご不明な点や疑問点がございましたら、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

1. お客さまのご意向に沿っているかをご確認いただく項目

- 次の項目を必ずご確認ください。
- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
 - ☐ ご契約金額（保険金額）
 - ☐ ご契約期間（保険期間）
 - ☐ 保険料、保険料払込方法
 - ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. 保険料算出にかかわる事項が正しいことをご確認いただく項目

次の項目を必ずご確認ください。

- ☐ 被保険者の範囲

○上記項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください、加入依頼票への記載が必要なものは正しくご記入いただきますようお願いいたします。

保険会社等の相談・苦情・連絡窓口 ◇おかけ間違いにご注意ください。

●**損保ジャパン日本興亜への相談・苦情・お問い合わせ**
ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただきます場合がございます。
【窓口：カスタマーセンター】0120-919-498
<受付時間> 平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時（12月31日～1月3日は休業）
<公式ウェブサイトアドレス> <https://www.sjnk.co.jp/>

●**保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）**
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】
 **0570-022808 <通話料有料>**
<受付時間> 平日：午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

●**事故が起こった場合**
事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。
【窓口：事故サポートセンター】0120-250-119
<受付時間> 24時間365日